

環境共生住宅推奨部品 デッキ材・床材 推奨基準

制定日 2019 年 1 月

一般社団法人 環境共生住宅推進協議会



1. はじめに

デッキ材・床材を用いた空間は、住宅の室内と外部を結び、季節の移り変わりを楽しむ場所として、また居間の延長として一家団欒やホームパーティなどの場としても積極的に使われている。

デッキ材・床材は一般的に天然木や再生木材を使用される。特に再生木材の場合は土壌汚染を引き起こさないものであることが求められる。また、環境共生住宅推奨部品では、全ての部品分類に「3Rの推進」の取り組みを求めて、資源を有効に使用することに努めるものとする。

以上よりデッキ材・床材に求める推奨基準は、「3Rの推進」「地域環境の汚染防止」とする。

2. 適用範囲

外部に用いるデッキ材・床材。

3. 用語の定義（全部品共通事項）

- リサイクル材：使用済み製品や廃棄されたものを原材料として使用した材料
- リサイクル可能な材料：部品を構成する材料で、廃棄時にリサイクルが可能な材料（金属など）。
- 梱包材料：製造過程や、建設現場への搬入時に用いる梱包に使用している材料。段ボールなど。
- 3R：循環型社会を形成するために必要な取り組みであるリデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の頭文字がそれぞれRであることから名付けられた名称。
（出典：「資源有効利用促進法」経済産業省）

4. 推奨基準と確認方法

推奨基準は以下の2項目で定めた。

- 3Rの推進
- 地域環境の汚染防止

（1）3Rの推進

【推奨基準】

3Rの推進のため、廃棄物の発生抑制を目的とし、下記のいずれかを満たしていること。

- ①主要部材について、リサイクル材を使用していること。
- ②主要部材についてリサイクル可能な材料を使用し、その材料ごとに分離を可能にしていること。
- ③梱包材料について、削減やリサイクル材を使用していること。
- ④産業廃棄物広域認定制度^{*1}を取得していること。
- ⑤生産工場がISO14001認証^{*2}を取得していること。
- ⑥その他、部品のライフサイクル各段階で3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを実施していること。

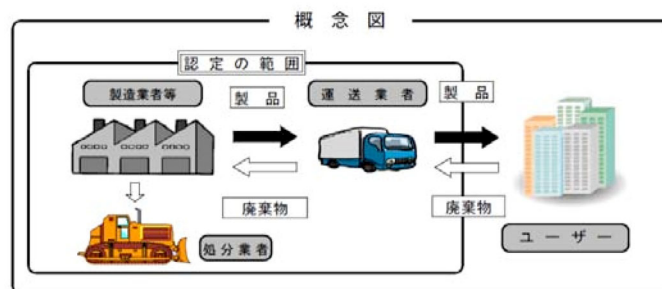
【確認内容】

- ①リサイクル材料の種類と使用部位、可能であれば使用量
- ②リサイクル可能な材料の種類と使用部位、材料ごとの分離方法
- ③取り組み内容
例：部分的な梱包とし使用量を削減している。梱包材料を段ボールなどリサイクル可能な材料に統一している。など
- ④⑤認定番号
- ⑥取り組み内容

■関連する制度等

※ 1 「産業廃棄物広域認定制度」 環境省

製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等を行う者（製造時業者等）が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他適切な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度。



出典) 環境省 : <http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/leaflet.pdf>

※ 2 「ISO14001認証」

ISO14000 シリーズは、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援する様々な手法に関する規格から構成されている。

この中で中心となるのが、ISO14001 で、環境マネジメントシステムの仕様（スペック）を定めた規格であり、ISO 規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれている。なお、これは、事業者の経営面での管理手法について定めているものであり、具体的な対策の内容や水準を定めるものではない。

参考) 環境省 : <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html>

(2) 地域環境の汚染防止

【推奨基準】

六価クロム、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、有機リンの5物質を含まない、使用しないもしくは、放散しないこと。

【確認内容】

六価クロム、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、有機リンの5物質を不使用または放散しないことの明示。

【補足】

有害物質について使用状況を確認することが大切である。ここでは対象とする有害物質を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で特定有毒産業廃棄物として指定されている物質のうち、廃木材等、原料に含まれる可能性のある、六価クロム、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、有機リンとした。

これらの物質が材料に含まれていないこと、又は製造時に使用されていないこと、材料に含まれている可能性がある場合は、食品添加物等の規格基準等に従った溶出試験等によって「放出しないこと」を確認する。